

労働基準法改正対策と 建設DX推進の必要性

弁護士法人 匠総合法律事務所
弁護士 秋野 卓生

働き方改革関連法



労働基準法改正対策

2023年4月1日から

月60時間を超える時間外労働の 割増賃金率が引き上げられます

◆改正のポイント

中小企業の月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率が50%になります

(2023年3月31日まで)

月60時間超の残業割増賃金率
大企業は 50% (2010年4月から適用)
中小企業は 25%

	1か月の時間外労働 〔1日8時間・1週40時間 を超える労働時間〕	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	25%



(2023年4月1日から)

月60時間超の残業割増賃金率
大企業、中小企業ともに50%
※中小企業の割増賃金率を上げ

	1か月の時間外労働 〔1日8時間・1週40時間 を超える労働時間〕	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	50%

◀ 厚生労働省
中小企業庁

時間外労働の上限規制って何？ ウチの会社も見直す必要がある？

🕒 ポイント

- 労働者が **法律の上限を超える時間（※）** 働く場合には、あらかじめ「時間外・休日労働に関する協定（36協定）」が必要です。
- 2020年4月から、36協定で定めることができる時間外労働時間に制限（**時間外労働の上限規制**）ができました。

（※） 法律の上限を超える時間 とは

労働時間の上限（法定労働時間）

原則 … 1週:40時間、1日:8時間

例外※ … 1週:44時間、1日:8時間

※労働者10人未満の商業、映画・演劇業（映画の製作の事業を除く）、保健衛生業、接客娯楽業

休日の最低基準（法定休日）

毎週1回または4週を通じて4日以上
（午前0時～午後12時の1暦日の休み）

超えない

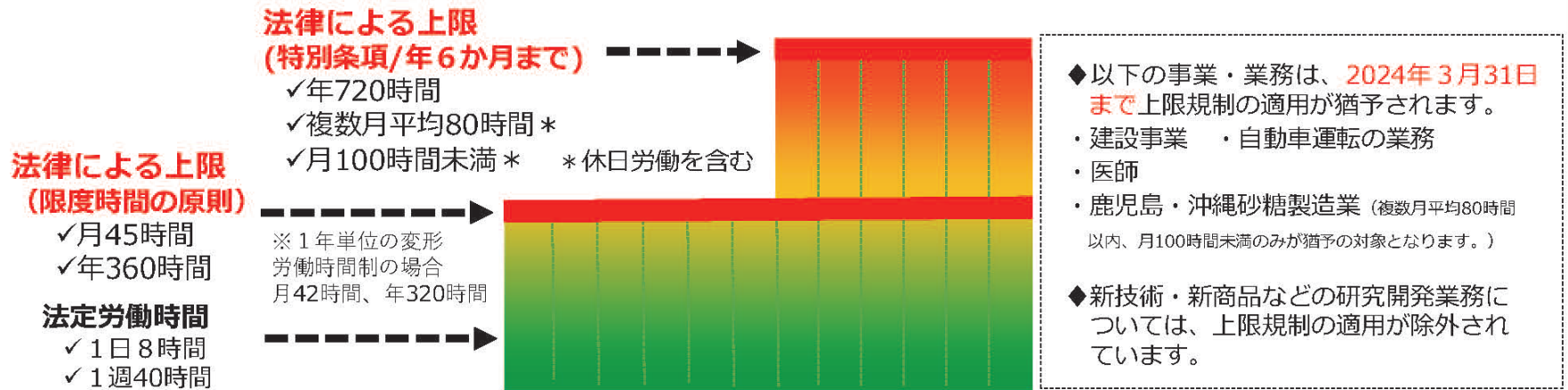
特に新しい対応はありません。

超える

過半数組合や過半数代表者と**時間外労働の上限規制**の範囲内で36協定を締結し、所轄の労働基準監督署に届け出る必要があります。

▲時間外労働の上限規制 お悩み解決ハンドブック(厚生労働省・2022年)

時間外労働の上限規制の具体的な内容



うちは今までも36協定を結んでいたけど、「月45時間」「年360時間」までと定めているから、今すぐ見直す必要はないんだね。

さらに詳しく知りたい方はこちら

時間外労働の上限規制に関する
解説用パンフレットをご用意しています。



違反するとどうなる？

労働基準法119条

次の各号のいずれかに該当する者は、**六箇月以下の懲役**又は**三十万円以下の罰金**に処する。



違反するとどうなる？

労働基準法121条

違反行為をした者が、当該事業の労働者に関する事項について、事業主のために行為した代理人、使用人その他の従業者である場合においては、**事業主に対しても各本条の罰金刑を科する。**



違反するとどうなる？

労働基準法121条

つまり…

違法な残業を指示した
管理職など以外にも、
会社の代表者も罰則の対象
となり得る！



会社の代表者が罰則を受けると…

建設業法8条

国土交通大臣又は都道府県知事は、許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、（中略）許可をしてはならない。

⇒ 欠格要件

会社の代表者が罰則を受けると…

建設業法8条

七 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

十一 法人でその役員等又は政令で定める使用人のうちに、第一号から第四号まで又は第六号から第九号までのいずれかに該当する者

会社の代表者が罰則を受けると…

建設業法28条

国土交通大臣又は都道府県知事は、当該建設業者に対して、必要な**指示**をすることができる。

3 建設業者がその業務に関し**他の法令に違反**し、建設業者として不適當であると認められるとき。

会社の代表者が罰則を受けると…

建設業法28条 3 項

3 国土交通大臣又は都道府県知事は
（中略）一年以内の期間を定めて、そ
の**営業の全部又は一部の停止**を命ずる
ことができる。

会社の代表者が罰則を受けると…

建設業法29条

国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該**建設業者の許可を取り消さなければならない。**

会社の代表者が罰則を受けると…

つまり…

営業停止

や

建設業許可の取消

のおそれがある！

営業



建設業



過去の事例

- ・ 取締役が罰金10万円→刑が確定



- ・ 建設業法第8条に定める
欠格要件に該当するため、

建設業許可の取消処分

必要な対応

- 代表取締役社長は、刑の確定前に、取締役を辞任しなければならない
- 刑の確定後も取締役のまましていると、建設業法上の許可が取り消されてしまう



働き方改革を促進するための 建設業法改正

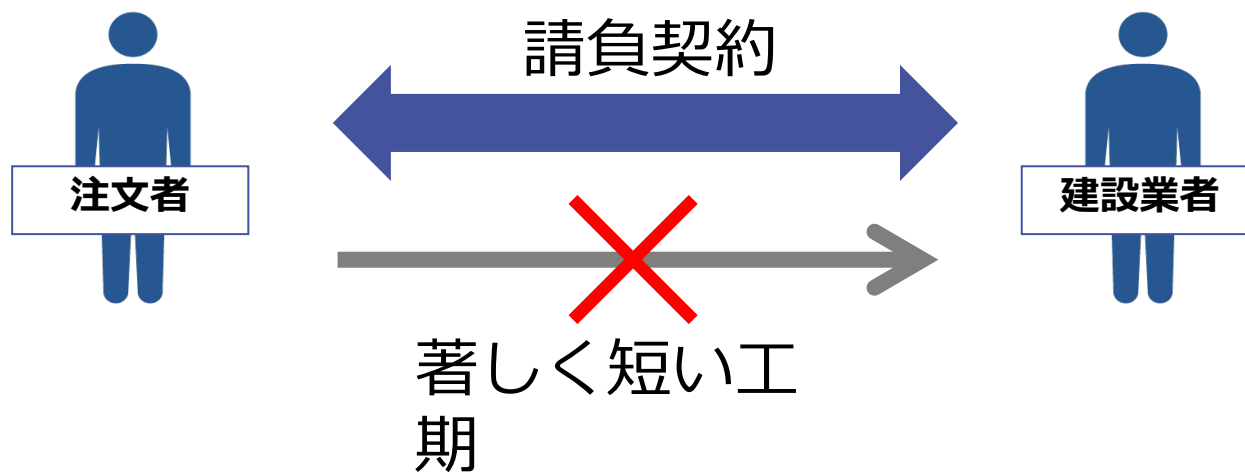


2020年10月1日施行 改正建設業法

- ① 建設業の働き方改革の促進
- ② 建設現場の生産性の向上
- ③ 持続可能な事業環境の確保

①注文者に、著しく短い工期による請負契約の締結を禁止する

注文者に、通常必要と認められる期間に比して「著しく短い工期」による請負契約を締結することが禁止される。



注文者に、著しく短い工期による請負契約の締結を禁止する

違反した場合は？

- 注文者は、請負代金が500万円（建築一式工事では1500万円）以上である場合（施行令5条の8）、著しく短い工期による請負契約を締結したときに、認可行政庁（国土交通大臣・都道府県知事）から**勧告**を受けることになる（建設業法19条の6第2項）。
- この勧告に従わない場合は、**企業名を公表**されることになる（同条3項）。

請負契約の書面の記載事項に、 「工事を施工しない日・時間帯」の定めを追加する

建設業者と注文者は、「工事を施工しない日・時間帯」を定めるときは、これを建設工事請負契約に記載しなければならない。

例えば、土日祝日が休みなら、下記のような記載

(工事を施工しない日・時間帯)

受注者は、以下の日時は本工事を施工しないものとする。

- (1)土曜日
- (2)日曜日
- (3)年末年始（12月31日から1月4日まで）
- (4)国民の祝日に関する法律に定める休日
- (5)国民の祝日が日曜日にあたるときはその翌日

原価高騰著しい今、効率的な働き方を
目指し、販管費を圧縮する必要性



インボイス制度

- インボイス制度（適格請求書等保存方式）とは
→品目ごとの消費税率や税額、課税事業者の登録番号などを請求書に記す制度
- **2023年10月1日**からスタート

消費税の基本的な仕組み

<パンフレットP2>

消費税額の計算方法等

- > 課税売上げに係る消費税額から、課税仕入れ等に係る消費税額を差し引いて（「**仕入税額控除**」といいます。）計算します※。

- 仕入税額控除の適用を受けるためには、**一定の要件**を満たすことが必要です。

※ 基準期間の課税売上高が5,000万円以下の事業者は、課税売上高から納付する消費税額を計算する「簡易課税制度」を選択できます（事前に届出書の提出が必要です。）。

【参考】 納付税額は、国税の消費税額と、その消費税額から計算した地方消費税額を合計した金額です。

計算方法

$$\text{消費税額} = \text{課税売上げに係る消費税額※（売上税額）} - \text{課税仕入れ等に係る消費税額※（仕入税額）}$$

※ 消費税額は、税率ごとに区分して計算する必要があります。

↓
仕入税額控除

仕入税額控除の要件

	～令和5年9月 【区分記載請求書等保存方式】	令和5年10月～ 【適格請求書等保存方式】 (いわゆるインボイス制度)
帳簿	一定の事項が記載された帳簿の保存	〔 区分記載請求書等保存方式と同様 〕
請求書等	区分記載請求書等の保存	適格請求書 （いわゆるインボイス）等の保存

**ここが
変わります**

建設業法令遵守ガイドラインの概要【インボイス関連抜粋】

策定の趣旨

元請負人と下請負人との関係に関して、どのような行為が建設業法に違反するかを具体的に示すことにより、法律の不知による法令違反行為を防ぎ、元請負人と下請負人との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図ることを目的として策定（H19.6策定、R3.7最終改訂）

＜建設業法令遵守ガイドライン国土交通省HP：https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000188.html>

■：建設業法に違反する行為事例、▲：建設業法に違反するおそれのある行為事例、●：建設業法上望ましくない行為事例（インボイス制度実施後の免税事業者との取引の観点から特に留意する必要がある行為事例の抜粋）

①見積条件の提示等（法第20条第3項、第20条の2）

▲不明確な工事内容の提示等、曖昧な見積条件により下請負人に見積りを行わせた場合

②当初契約・変更契約（法第19条第1項等）

■着工前に書面による契約を行わなかった場合
■追加工事又は変更工事が発生したが、書面による変更契約を行わなかった場合

③不当に低い請負代金（法第19条の3）

▲元請負人が、自らの予算額のみを基準として、下請負人との協議を行うことなく、下請負人による見積額を大幅に下回る額で下請契約を締結した場合

④指値発注（法第19条の3等）

▲元請負人が、下請負人から提出された見積書に記載されている法定福利費等の内容を検討することなく、一方的に差し引きするなど、一定の割合を差し引いて下請契約を締結した場合

⑤不当な使用資材等の購入強制（法第19条の4）

▲下請契約の締結後に、元請負人が下請負人に対して、下請工事に使用する資材等を指定した結果、予定していた購入価格より高い価格で購入することとなった場合

⑥赤伝処理（法第19条の3等）

▲元請負人が、下請負人と合意することなく、下請工事の施工に伴い副次的に発生した建設廃棄物の処理費用を下請負人に負担させ、下請代金から差し引く場合

⑦不利益取扱いの禁止（法第24条の5）

▲下請負人が、元請負人からの支払に際し、正当な理由なく長期支払保留を受けたことを監督行政庁に通報したため、取引を停止した場合

住宅業界は板挟み

- 消費者は「安くて良いもの」を求め、商社は「原価高騰に更に口銭を乗せて販売する」中で、住宅会社は「板挟み」状態

安くして！



消費者

高くしよう



住宅業界



商社

建設DXと建設業法



建設DXと建設業法

●建設業法の規制について



デジタル改革

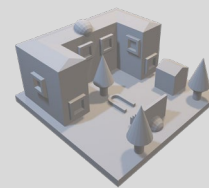
- ・生産性の向上
- ・建設業における働き方改革の促進

建設DX



ドローンなどの活用

→ 今まで命がけで実施してきた
点検業務を機械が代替



BIMの導入

→ 建築図面の視覚化が促進

方向性的に、建設DXは良い方向だけれど…

「良かれ」と思って法を軽視すると、多数の法令違反の不祥事が生じかねない

建設DXと建設業法

●横浜のマンション杭問題



国土交通省

「基礎ぐい工事の適切な施工を確保するために講ずべき措置（平成28年3月4日国土交通省告示第468号）」を発表

○建設業者に工事監理者・主任技術者立ち合いの下での「現地確認」を要求
× Webカメラでつなぐ方法による立会いは想定外

過去の不祥事から再発防止のために要求される**対面の立会い**
→**Webによる遠隔対応**に変更することが解釈上できるのか？



建設DXをどこまで推進できるか？

→建設業法上の技術者配置制度に関する深い理解がなければ
法違反の建設DXを運用してしまいかねない



建設業法をはじめとした 法律についての深い理解と知識
をもって、新しいビジネスを生み出す ことこそ重要